

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡兄（以下「被災者」という。）は、A会社に昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの〇年〇か月間、B会社に昭和〇年〇月から同年〇月までの〇か月間、Cに所在する会社Dに昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの〇年〇か月間それぞれ雇用され、石工として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、F（+）、合併症なし、療養否」の決定を受け、その後、平成〇年〇月〇日、合併症である続発性気管支炎を併発し、平成〇年〇月〇日、入院加療中のE病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「呼吸不全」、呼吸不全の原因「じん肺症」、死因の種類「病死及び自然死」、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「パーキンソン病」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下、検討する。

(2) 被災者の死亡原因について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「直接の死因となった呼吸不全は、両肺にじん肺と続発性気管支炎が認められ、G病院でじん肺健診を受けた平成〇年〇月〇日頃から、肺のレントゲン所見が次第に悪化するようになり、呼吸不全、心不全へと進行したと思われる。基礎疾患としてパーキンソン病があり、呼吸機能の悪化に影響があったと思われる。」と述べ、被災者の死亡原因は、じん肺とその合併症である続発性気管支炎であったと意見している。

(3) 一方、H医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の胸部X線像では、以前の画像に比べ両側肺野にスリガラス様の陰影の広がりを認め、同日の胸部CT像では、散在する小粒状影や大陰影に変化はないが、両側下肺野部と肺底部の背側肺野に浸潤影を認め、誤嚥性肺炎の所見と判定される。画像所見において、じん肺所見として大陰影と判定される可能性のある大結節が、入院中の肺炎に伴って形成されているが、特に下肺野の結節は明らかにじん肺とは関連せず、右上肺野の結節も炎症後変化であり、じん肺の大陰影とは異なる。」、「平成〇年〇月〇日のE病院に転院直後より、毎月のように肺炎や気管支炎を繰り返しており、呼吸器感染症を繰り返す主たる原因は、嚥下機能障害による誤嚥性肺炎である。このような嚥下障害の原因がパーキンソン病あるいはパーキンソン病症候群による中枢機能障害であるこ

とは、よく知られている。本例は、パーキンソン病や認知症による全身衰弱が背景にあり、誤嚥性肺炎を繰り返して呼吸不全となって死亡したものであり、じん肺症と本例の死亡原因の因果関係は認められない。」と意見している。

(4) 上記H医師の意見は、F医師の意見書、診療録、看護・介護記録、X線写真、各種検査所見等の医学的資料を踏まえ、被災者の死因等について総合的に検討したものであると認められ、当審査会においても、同医師の意見は、医学的経験則に基づく妥当なものであると判断する。

(5) なお、請求人は、被災者のじん肺症が相当進行していたと主張していることからその状態を確認すると、平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けのじん肺管理区分決定において、いずれも管理3イとされており、特に顕著な変化は認められないものとなっている。また、平成〇年〇月〇日の肺機能検査（第二次検査）の結果をみても、被災者に著しい肺機能障害は認められない。さらに、被災者の肺炎に対し酸素療法が開始されたのは平成〇年〇月〇日からであり（看護・介護記録）、少なくとも同日頃まで被災者のじん肺症は顕著な変化なく推移しており、その後死亡に至るまでの短期間に被災者のじん肺症が悪化したことがうかがえる所見等も特段認められないことから、請求人の上記主張は認められない。

(6) 以上のとおりであるから、決定書理由に説示のとおり、被災者の死亡とじん肺症及びその合併症との間に相当因果関係は認められず、被災者の死亡が業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。